

事 務 連 絡
令和2年6月5日

小規模事業者持続化補助金
採択事業者 各位

富山県商工会連合会

**小規模事業者持続化補助金
補助事業の進め方、様式集等について**

1. 事業実施期間について

交付決定日～2021年1月31日（日）まで

※2020年2月18日まで遡及可能

2. 事業再開枠について

別紙をご確認下さい。申請を希望される方は、申請時に支援を受けた商工会へご相談ください。

交付決定日より30日以内に必要書類をご提出下さい。

3. 事業の実施について

「補助事業の手引き」ならびに「交付規程」をよくご確認の上、適正な取り組みをお願いします。

※交付規程は現在準備中のため、準備出来次第HPにて公開致します。

4. 交付規程様式集について

現在準備中のため、準備出来次第HPにて公開致します。個別の郵送は致しかねますのでご了承下さい。

5. 経費支出に関する参考様式集について

経費支出時に必要な書類の参考様式です。必要に応じてご利用下さい。

【提出書類例】

チラシの作成・配布を行った場合：配布・送付先リストの提出が必要

事業所名の変更や組織変更があった場合：登録事項変更届の提出が必要

※必要な書類は、支出経費によって異なりますので補助事業の手引きでご確認下さい。

6. 様式のダウンロードについて

富山県商工会連合会HPにて公開しております。

<https://www.shokoren-toyama.or.jp/kenren/R2jizokuka-cov19-2.page>

補助対象経費の留意点（特に多い内容）

1. 広報物(看板等)の制作について

昨年度の実績報告時に、制作された広報物（特に看板）が補助対象経費として認められないことがありました。

広報物を作成される際には、以下にご留意ください。

- ・申請事業者の屋号を使用する

※申請事業者以外の屋号は認められません

- ・会社名・商品・サービスの名称のみで作成しない

※売上増加につながると言い難いため、対象経費として認められません。

制作前に、必ず商工会に確認下さい。

2. 支払いについて

支払いは銀行振込を厳守してください。10万円以上の支出について、現金で支払った場合には再度銀行振込しなおして頂くことがあります。補助事業期間外の場合は補助対象経費として認められず、全額自己負担になる場合もありますので、ご注意ください。